

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 15201104

性能分野	高齢者対応		
大分類	居住性の向上		
中分類	共用部分の居住性の向上/共用設備の改修		
技術の名称	防犯対策改修		
改修技術の概要	<p>・共同住宅の防犯性能を向上させるために、立入禁止の立て看板、フェンス、門扉、防犯カメラ、オートロックシステムの設置等のハード・ソフトを含めた防犯対策を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">オートロックを採用した防犯システム</p>  <p style="text-align: right;">(出典:(一社)リビングアメニティ協会)</p>		
	 <p style="text-align: center;">(画像提供: 榎長谷工コミュニティ)</p>		
共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術 (劣化を補修する技術 性能を向上させる技術)	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56~H2年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3~12年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある
		H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある
(補足)			

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) (設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令 ())
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外) (団地入口でセキュリティ管理(ゲーテッド型)が可能である) 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()
足場の設置が必要		必要 不要 (防犯計画により住戸外部足場が必要なケースあり [防犯カメラ等の設置])
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ()
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限 () 日照・採光等への影響 ()
当該技術が利用される工事		計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)
技術的限界		
参考資料	技術情報	共同住宅の防犯設計ガイドブック((財)ベターリビング)
	価格情報	